

総社市告示第107号

総社市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成17年総社市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、在宅で身体の障がいの理由により臥床している<u>重度身体障がい者(児)</u>に対し、入浴の機会を提供することにより、当該利用者の身体の清潔と健康の維持を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）を利用することができる者は、市内に居住する身体の障がいの理由により臥床している身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた<u>重度身体障がい者(児)</u>であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(費用)</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 当該年度分（当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度分）の市町村民税非課税世帯（世帯の範囲は、<u>重度身体障がい者の場合は本人及び配偶者、重度身体障がい児の場合は住民基本台帳に基づく世帯とする。</u>）に属する利用者又は保護者が第2項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、<u>申し出</u>のあった日の翌月以降の利用に伴う負担額を無料とす</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、在宅で身体の障がいの理由により臥床している<u>重度身体障がい者</u>に対し、入浴の機会を提供することにより、当該利用者の身体の清潔と健康の維持を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）を利用することができる者は、市内に居住する身体の障がいの理由により臥床している身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた<u>重度身体障がい者</u>であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(費用)</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 当該年度分（当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度分）の市町村民税非課税世帯（世帯の範囲は、本人及び配偶者）に属する利用者が第2項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、<u>申し出</u>のあった日の翌月以降の利用に伴う負担額を無料とすることができる。</p>

改正後	改正前
ることができる。 5及び6 略	5及び6 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。